



個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度

・
・

法人名

債務者	住所又は所在地		1	E01					E06					E11					E16					計 (円)			
	氏名又は名称 (外国政府等の別)		2	E02					E07					E12					E17								
				(E03				)	(E08				)	(E13				)	(E18				)				
個別評価の事由			3	令第96条第1項					令第96条第1項					令第96条第1項					令第96条第1項								
				第	E04		号	E05		第	E09		号	E10		第	E14		号	E15		第	E19				号
同上の発生時期			4	元号 年 月 日					元号 年 月 日					元号 年 月 日					元号 年 月 日								
				N01					N02					N03					N04								
当期繰入額			5	G01					G15					G29					G43					G57			
繰入限度額の計算	個別評価金銭債権の額		6	G02					G16					G30					G44					G58			
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)		7	G03					G17					G31					G45								
	(6)のうち取立て等の見込額	担保権の実行による取立て等の見込額		8	G04					G18					G32					G46							
		他の者の保証による取立て等の見込額		9	G05					G19					G33					G47							
		その他による取立て等の見込額		10	G06					G20					G34					G48							
		(8) + (9) + (10)		11	G07					G21					G35					G49							
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額		12	G08					G22					G36					G50								
	(6) − (7) − (11) − (12)		13	G09					G23					G37					G51								
	繰入限度額	令第96条第1項第1号該当(13)		14	G10					G24					G38					G52					G59		
		令第96条第1項第2号該当(13)		15	G11					G25					G39					G53					G60		
		令第96条第1項第3号該当(13) × 50 %		16	G12					G26					G40					G54					G61		
		令第96条第1項第4号該当(13) × 50 %		17	G13					G27					G41					G55					G62		
繰入限度超過額 (5) − ((14)、(15)、(16)又は(17))			18	G14					G28					G42					G56					G63			
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ((6) の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の (5) と ((14) 、 (15) 、 (16) 又は (17)) のうち少ない金額)		19	G64					G70					G76					G82					G88			
	貸倒れ額にか よる控除する金額の 明細等額の	前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))		20	G65					G71					G77					G83					G89		
		(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))		21	G66					G72					G78					G84					G90		
		(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額		22	G67					G73					G79					G85					G91		
		(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額		23	G68					G74					G80					G86					G92		
		(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額		24	G69					G75					G81					G87					G93		